

医療通訳に求められる質

第2回 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会
平成31年1月25日

大阪大学大学院医学系研究科・医学部 健康スポーツ科学講座スポーツ医学教授
大阪大学医学部附属病院 国際医療センター長
中田研

“医療通訳の認証”に関する研究の背景と現状

背景

- 近年、訪日・在留外国人は増大し、2020年東京オリパラ開催も控え、外国人患者受入体制の整備の必要性がますます高まっている。
- 今後、政府も訪日外国人を増加する方針で医療通訳の重要性は高まっている。

“医療通訳”に関する政策

- 「健康・医療戦略」（平成26年7月閣議決定）
医療の国際展開（主要項目の1つ）
外国人患者受入体制の充実（**医療通訳**などが配置されたモデル拠点の整備を含む）

医療通訳、および、医療通訳認証の実用化に関連する研究の現状（厚生労働省）

- 「国際医療交流（外国人患者の受入れ）への対応に関する研究」
(H22年度 厚労科研費 厚労科学特別研究事業)
- 「外国人患者の受入れに関する医療機関の整備に関する研究」
(H24年度 厚労科研費 地域医療基盤開発推進研究事業)
- 「国際医療交流（外国人患者の受入れ）に関する研究」
外国人患者受入れで整備すべきものとして、**医療通訳**の養成が挙げられている
(H26年度 厚労科研費 地域医療基盤開発推進研究事業)
- “**医療通訳の認証**のあり方に関する研究” (平成28年度 厚生労働行政推進調査事業補助金(地域医療基盤開発推進研究事業))
- “**医療通訳認証**の実用化に関する研究” (平成29-31年度 厚生労働行政推進調査事業補助金(地域医療基盤開発推進研究事業))

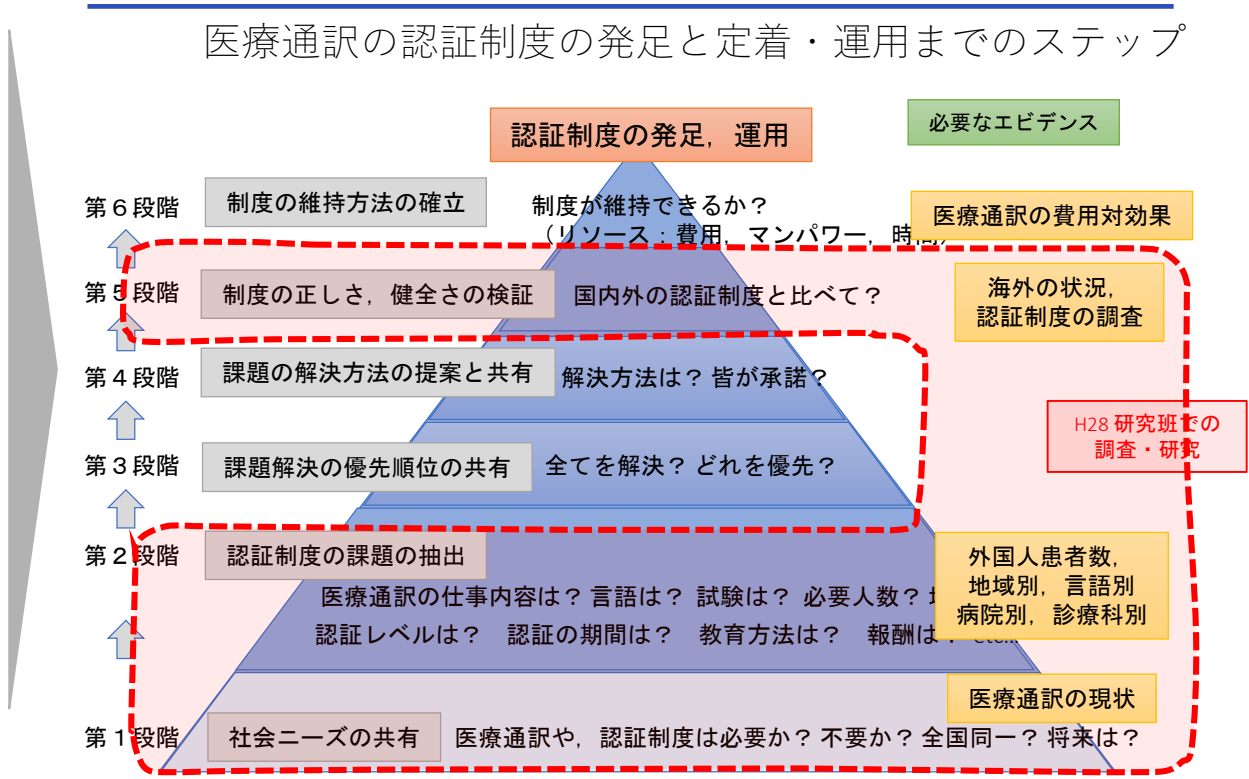
医療通訳の認証のあり方に関する研究

(平成28年度 厚生労働行政推進調査事業補助金(地域医療基盤開発推進研究事業))

研究概要

- 医療通訳の認証のあり方を検討するために以下につき検討・調査を実施
 - 認証制度構築にあたっての課題の抽出
 - 医療通訳の現状
 - 外国人患者の日本での実態
 - 海外での医療通訳と認定制度の事情
 - 医療通訳に対する社会ニーズの把握
 - 医療通訳実務者等との意見交換会を実施
- 医療通訳者の認証制度実用化に向けて、学術団体等の中立組織による、課題解決を目指し課題抽出と日本・世界での現状調査と論点整理を実施

平成28年度の研究内容



「医療通訳の認証のあり方」研究成果

- ✓ 医療通訳認定制度の必要性高い
- ✓ 認定医療通訳者は以下の3要件を満たす
 - 「育成修了」「試験(筆記と実技)」「講習受講(医療安全等)」
- ✓ 試験実施団体の要件(中立性, 妥当性, 認定は中立性のある団体)

医療通訳認証の実用化に関する研究

(平成29-31年度 厚生労働行政推進調査事業補助金(地域医療基盤開発推進研究事業))

| 研究班の構成(平成29-31年度) | H29年度の研究内容(概要)と計画 |
|--|--|
| <p>研究代表者</p> <ul style="list-style-type: none">中田 研 (大阪大学医学部附属病院 医療センター長) <p>研究分担者</p> <ul style="list-style-type: none">山田秀臣 (東京大学 国際診療部)糸魚川美樹 (愛知県立大学 外国語学部)押味貴之 (国際医療福祉大学 総合教育センター)南谷かおり (大阪大学医学部附属病院 国際医療センター)岡村世里奈 (国際医療福祉大学 大学院)田畑知沙 (大阪大学医学部附属病院 国際医療センター) | <p>医療通訳認証制度実用化に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none">試験実施団体の要件認定医療通訳者の認定要件の具体化既存の医療通訳者の認証制度への移行方法医療通訳試験の実施方法、実施言語、実務経験、希少言語の取扱い、育成、医療安全・医療倫理の講習、認定後の研修、認定の更新 <p>課題に対する解決策</p> <ul style="list-style-type: none">医療通訳関係者、試験実施団体との意見交換会実施(H29, H30 計8回実施)実務経験による経過措置、または、団体認証認証方法の複数化、希少言語実務経験認証、育成カリキュラムとの整合講習実施OJT実施医療機関案 <p>医療通訳認定制度の実用化へのスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none">H29年度: 認定医療通訳者制度案の公表H30年度(予定): 認定医療通訳試験ガイドライン策定・公開と研修ガイドライン策定H31年度(予定): 認定医療通訳者制度実施(認定と研修) |

認定医療通訳者の要件

他の医療専門職と同様に

育成・認定・研修 の3つの過程 が望ましい

認定と研修を明らかにしたものが、"医療通訳認証制度"

□ 育成

「医療通訳育成カリキュラム基準」とテキストは存在（平成25年度厚生労働省補助金にて作成）

□ 認定

認定医療通訳者として以下の条件

▶ **試験合格認定** = 以下の3要件がそろって認定

1. **育成**の修了
2. **医療通訳試験**（筆記と実技）
3. 医療安全（感染，医療過誤，倫理など）
の**講習受講**

「医療通訳の認定試験ガイドライン」をH30年度策定

▶ **実務者認定** = **実務経験**を明らかにして、

1. 育成の修了と
2. 医療通訳試験を省略し
3. 医療安全の講習受講を行う。

「医療通訳者実務認定ガイドライン」をH30年度策定

▶ 認定後は、医療現場での通訳の実務，研修を経て，4年後に認定更新

□ 研修

▶ 医療機関での認定医療通訳者の受け入れと，研修

「医療通訳者研修ガイドライン」をH30年度策定

医療通訳者：日本語が母語でない、もしくは、日本語でのコミュニケーションに制限がある患者等に対して、日本語での医療・保健を安全かつ安心して提供するために、通訳技能と医学知識を用いて相互理解を支援する専門職

(H29年度研究班報告書より)

医療通訳認証制度の運営団体

- ・「中立性」認証に利益相反のない第三者機関が実施
- ・「妥当性」経験のある医療通訳者が試験開発
- ・「信頼性」試験開発専門家が加わり試験

(H29年度研究班報告書より)

“医療通訳の認証制度の実用化に関する研究” H30年度 研究体制と研究内容

研究推進・総括
中田研(大阪大学)

A. 医療通訳者の認定試験と実務経験・団体認定の制度制定

A-1) 医療通訳者認定試験の制度制定と実施準備

- ・試験実施団体および関係者との意見交換，調整
 - 試験と結果の妥当性信頼性，運営透明性確保
 - 試験作成，開発(レベル，質と量，認定基準など)
 - 試験実施言語，試験内容など検討
 - 認定保証等確保
 - 試験実施(頻度，地域)妥当性
 - その他の関連事項

○押味貴之
岡村世里奈
南谷かおり

認定試験
GL作成

A-2) 医療通訳者の実務経験による認定・団体認定の実施案策定

- ・医療通訳者，医療通訳団体，関係者との意見交換，調整
 - 実務経験者認定の実施方法
 - 団体認定の方法
 - その他の関連事項

○糸魚川美樹
南谷かおり
押味貴之
岡村世里奈

実務認定
GL作成

B. 医療機関の医療通訳者受入れと研修制度案の策定

B-1) 医療機関での医療通訳者の業務定義，リスク，受入れ

- ・医療機関との意見交換，文献調査等
 - 医療通訳者の業務定義，サービス(派遣通訳，院内常駐，電話等遠隔通訳など)
 - リスク(被感染，感染源リスク)，個人情報保護等
 - 業務過失と法的責務等
 - 精神医療，歯科など特殊領域等
 - 医療機関での受入れ方針
 - その他の関連事項

○山田秀臣
田畑知沙
岡村世里奈

講習内容
検討

B-2) 医療機関での医療通訳者研修トレーニング制度

- ・文献および調査研究
 - 医療機関での指導方法等
 - 医療通訳者の医療機関研修，OJT制度
 - 研修・トレーニング効果判定
- ・その他の関連事項

○南谷かおり
山田秀臣
田畑知沙
押味貴之

研修
GL作成

連携
協力

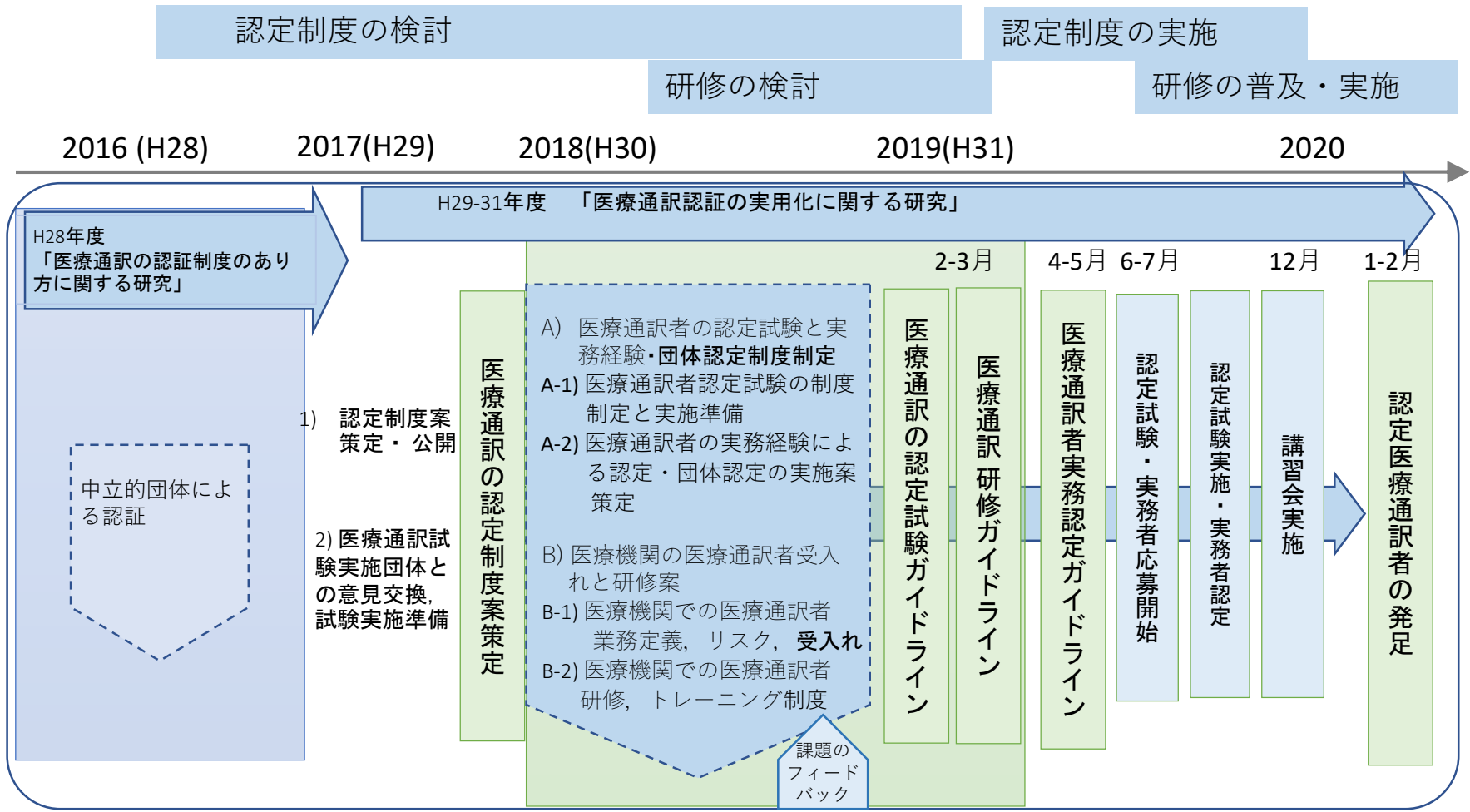
- 医療通訳者・団体とのコンセンサス形成
- 医療通訳試験実施団体・関係者との意見交換
- 医療機関との意見交換

H30年度研究実施計画

1. 認定医療通訳者試験，実務認定のガイドライン制定と公表
2. 認定医療通訳者の講習，研修制度，ガイドライン制定

医療通訳の認証制度の策定と実施まで

学術研究活動



医療通訳の認証制度に関する研究のまとめ

医療通訳認証制度では、下記7項目を満たすこととする。

(文部科学省「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」(平成29年10月)に準拠)

1. 医療通訳認証のために利益相反のない第3者機関を設立すること
2. 医療通訳認証の目的を必要最低限の知識と技術を有する医療通訳者の証明とすること
3. 医療通訳トレーニングの受講を認証において必須の条件とすること
4. 高い語学力を医療通訳認証に必要な条件とすること
5. 医療通訳認証制度の透明性を確保すること
6. 医療通訳認証試験の妥当性と信頼性を確保すること
7. 通訳者の数が少ない言語に対応する認証制度の設立も考慮すること

上記の 6. 医療通訳認証試験の妥当性と信頼性の確保は、下記の5項目を満たすこととする

1. 認証者と教育者に利益の相反がないこと
2. 認証制度に十分な人材が揃っていること
3. 認証の情報を対象者に明示すること
4. 認証に関する情報を適切に保存すること
5. 認証段階で利益の相反がないこと

医療通訳認定試験

- ・ 経験のある医療通訳者が数多く試験の開発に加わって試験の妥当性を高める
- ・ 試験開発の専門家を招いて試験の信頼性を高めること
- ・ 認定試験の妥当性と信頼性の検証は、試験と利益相反のない第三者機関が実施することが望ましいと考えられる。

医療通訳の業務

「医療通訳者が、**医療チームの中で**仕事をする」

医療機関のチーム
= 多業種よりなるチーム

共通点

- ✓ 医療の知識、
- ✓ 医療安全の知識
- ✓ 倫理・モラル
の教育・訓練が必要

医療機関（病院・診療所）のチーム

事務職

医療事務
医事課（会計）
総務、管理課
人事、施設

医療通訳者

医療事務

臨床培養士
指導医
専門医
生殖補助医療胚培養士・
臨床エンブリオロジスト
臨床心理士
助産師
医師
保健師
看護師
歯科医師
薬剤師
救命救急士
社会福祉士
(医療ソーシャルワーカー)
歯科衛生士
救急救急士
介護福祉士
理学療法士
診療放射線技師
視能訓練士
作業療法士
臨床検査技師
管理栄養士
言語聴覚士
義肢装具士
診療情報管理士
臨床工学技士
歯科技工士

医療専門職

技術・専門性が高く、
長期の繰り返しの教育・訓練が
必要
(生涯教育, 再教育
プログラム)

赤字 国家資格
青字 学会または
民間認定

→ 何故、資格や認定が必要か？

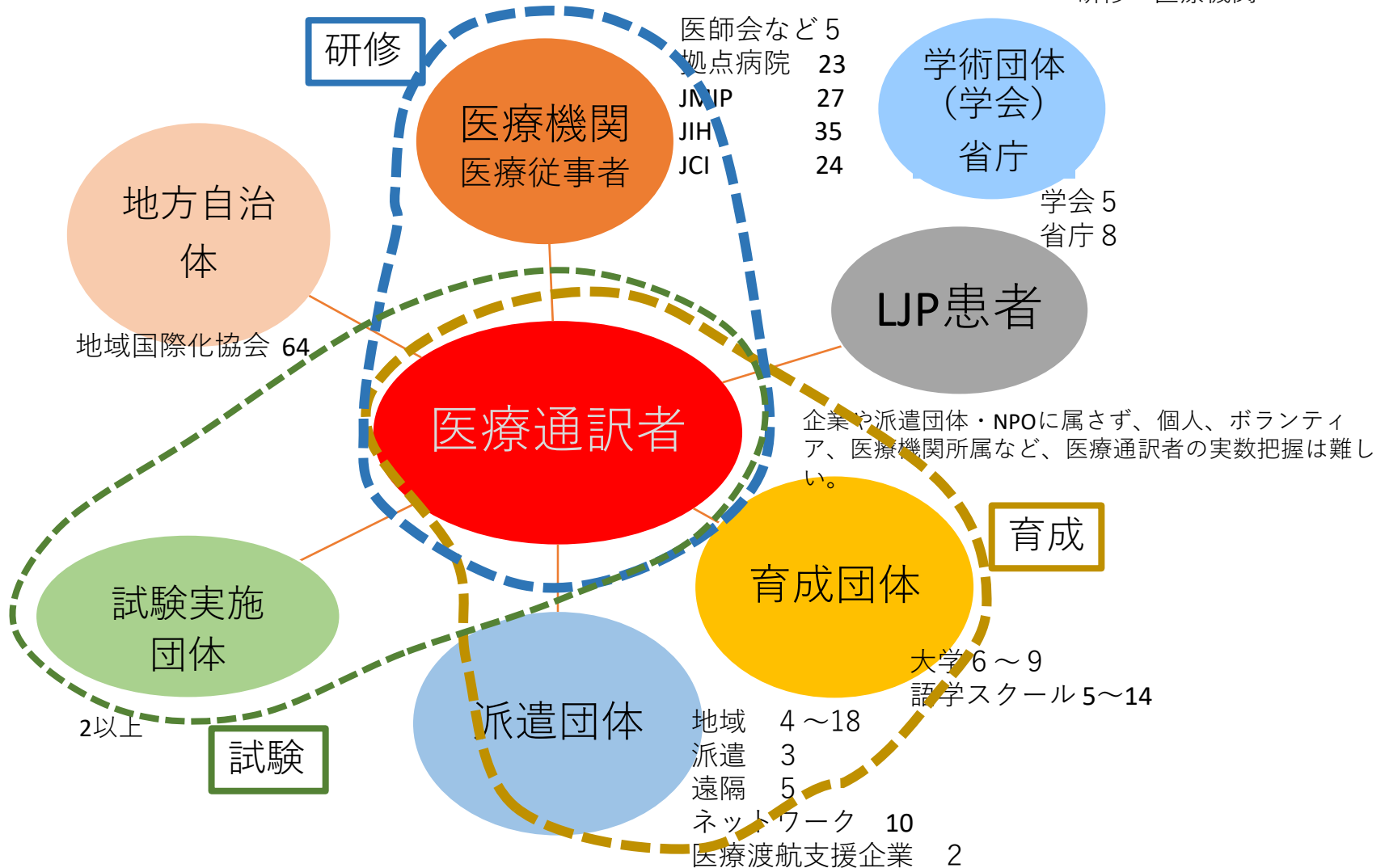
一定レベルの知識、技術を明らかにすることにより、

1. 患者さんに「安全、安心の医療」を提供する

2. 医療チームがお互いの技能、立場を認め、尊重し、よい医療チームを作る

医療通訳に関わる関係者

- ・ 育成：育成団体等
- ・ 認定：試験実施団体と中立機関
- ・ 研修：医療機関



「医療通訳認証試験に関する提言」 (案) (3のうち1)

日本における医療通訳認証試験として下記の項目を全て満たしている試験を認証する。

1. 医療通訳認証試験の実施主体

- 組織としての理念・目的が明確であり、認証試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、組織的・継続的に認証試験を改善することが可能なこと
- 実施している認証試験と利益相反がないこと

2. 医療通訳認証試験の目的

- 医療通訳者として医療現場で機能するために、医療通訳者としての役割を正しく理解し、医療通訳者に必要な知識、能力と技能、倫理を有していることを証明するための認証試験であること

3. 医療通訳認証試験の内容

- 「医療通訳育成カリキュラム基準」の以下の内容を試験対象としていること
 - 医療通訳理論
 - 倫理とコミュニケーション
 - 医療通訳に必要な知識
 - 通訳に必要な通訳技術
 - 通訳実技

4. 医療通訳認証試験の方法

- 「医療通訳育成カリキュラム基準」の以下の内容を筆記試験で評価すること
 - 医療通訳理論
 - 倫理とコミュニケーション
 - 医療通訳に必要な知識
- 「医療通訳育成カリキュラム基準」の以下の内容を実技試験で評価すること
 - 通訳に必要な通訳技術
 - 通訳実技
- 多くの受験者が簡便かつ公平に受検できるような配慮が行われていること

「医療通訳認証試験に関する提言」(案) (3のうち2)

5. 医療通訳認証試験の作成・判定

- 「医療通訳育成カリキュラム基準」の以下の内容に関して十分な知識、技能と経験を有している者が試験問題の作成に従事すること
 - 医療通訳理論
 - 倫理とコミュニケーション
 - 医療通訳に必要な知識
 - 通訳に必要な通訳技術
 - 通訳実技
- 筆記試験、実技試験共に採点・合否の基準が明確に定められていること
- 試験結果から得られるデータに基づき、認証試験の問題や測定手段、採点・合否基準について検証し継続的な改善を図っていること

6. 医療通訳認証試験の受験条件

- 20歳以上であること
- 母語において、大学入学相当の語学力と高校卒業程度の知識があること
- 対象言語において下記の能力を有すること
 - 母語を話す人と緊張しないで、自然なやりとりができること
 - 健康についての抽象的あるいは具体的な話題について理解できること
 - 他人の意見や発言を理解して、それに応えて自分の意見を詳しく説明することができること
 - 対象言語においてCEFR:B2以上を有していること
 - 母語で高等教育を受けていない場合は、母語もしくは母語に相当する言語において相当の語学力・知識があるかを試験等で確認していること
- 母語、対象言語の国や地域における習慣、社会常識を理解していること
- 文化や社会において異なる価値観を認めることができること
- 医療通訳利用者に対して敬意を持ちコミュニケーションを図ることができること

「医療通訳認証試験に関する提言」 (案) (3のうち3)

7. 医療通訳認証試験の情報開示

- 医療通訳認証試験の実施主体は、文部科学省の「検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議」が作成した「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」に基づき、「検定試験の自己評価シート」を用いて個々の認証試験の目的や内容、規模等に応じた評価項目を設定すること
- 医療通訳認証試験の実施主体は上記に設定した評価項目に基づき、毎年度1回は自己評価に取り組み、「検定試験の自己評価シート」は受験者や活用者がわかりやすい形で公表すること

8. 医療通訳認証試験の認証

- 医療通訳認証試験の実施主体は「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」に基づき、上記7項目に関して第三者評価を受けること